

第3回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ

1. 目的

都道府県における発達障害支援の拠点的医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となれるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能とする。医師単独の研修参加は可能であるが、行政的立場の者の単独参加は認めない。

3. 研修期間

令和4年6月29日（水）から令和4年6月30日（木）まで

4. 研修主題

ライフステージごとの発達障害児・者の課題と支援の実際

5. 課程内容（予定）

	（時間）
（1）発達障害児・者に対する行政施策	（1.5）
（2）発達障害のある子の養育と発達支援	（1.5）
（3）学童期・思春期の課題とその支援	（1.5）
（4）成人期の日常生活、就労への支援	（1.5）
（5）高齢期の生活実態と支援	（1.5）
（6）発達障害児・者の医療受診の工夫	（1.5）
（7）発達障害のある人の権利擁護	（1.5）
（8）発達障害支援における機関連携と支援情報	（1.5）

合計 12時間

6. 定員 50名（応募者多数の場合は選考）

7. 申込方法・期間 自治体推薦 令和4年4月8日（金）～4月28日（木）
*申込方法詳細は、募集要項をご確認ください。

8. 受講料 無料

9. 会場 国立精神・神経医療研究センター 教育研修棟ユニバーサルホール
（COVID-19の感染拡大によってはオンライン開催となることもあります。）

第3回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ

1. 目的

都道府県における発達障害支援の拠点的医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となれるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能とする。医師単独の研修参加は可能であるが、行政的立場の者の単独参加は認めない。

3. 研修期間

令和4年9月28日（水）から令和4年9月29日（木）まで

4. 研修主題

発達障害児・者の多様な支援ニーズと当事者・家族の視点

5. 課程内容（予定）

	（時間）
（1）高齢期の生活実態と支援	（1.5）
（2）併存する精神疾患とその治療	（1.5）
（3）発達障害の支援ニーズにおける当事者の視点	（1.5）
（4）発達障害の支援ニーズにおける家族の視点	（1.5）
（5）女性の発達障害	（1.5）
（6）発達障害と司法的問題	（1.5）
（7）発達障害のある人の権利擁護	（1.5）
（8）発達障害支援における機関連携と支援情報	（1.5）

合計 12時間

6. 定員 50名（応募者多数の場合は選考）

7. 申込方法・期間 自治体推薦 令和4年7月5日（火）～7月25日（月）
*申込方法詳細は、募集要項をご確認ください。

8. 受講料 無料

9. 会場 国立精神・神経医療研究センター 教育研修棟ユニバーサルホール
（COVID-19の感染拡大によってはオンライン開催となることもあります。）

第3回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ

1. 目的

都道府県における発達障害支援の拠点的医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となれるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能とする。医師単独の研修参加は可能であるが、行政的立場の者の単独参加は認めない。

3. 研修期間

令和4年11月16日（水）から 令和4年11月17日（木）まで

4. 研修主題

発達障害児・者に併存する課題とその治療・支援

5. 課程内容（予定）

	（時間）
（1）発達障害と不登校・ひきこもり	（1.5）
（2）発達障害とジェンダー	（1.5）
（3）発達障害と被虐待	（1.5）
（4）強度行動障害	（1.5）
（5）重度心身障害児・者への医療と支援	（1.5）
（6）発達障害と遺伝	（1.5）
（7）外国にルーツを持つ児童の支援	（1.5）
（8）当事者や家族のネットワークと支援	（1.5）

合計 12時間

6. 定員 50名（応募者多数の場合は選考）

7. 申込方法・期間 自治体推薦 令和4年8月23日（火）～9月12日（月）

* 申込方法詳細は、募集要項をご確認ください。

8. 受講料 無料

9. 会場 国立精神・神経医療研究センター 教育研修棟ユニバーサルホール (COVID-19の感染拡大によってはオンライン開催となることもあります。)

第3回 発達障害者支援研修：行政実務研修

1. 目的

厚生労働省は各地域における発達障害の早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施を推進するために、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の実施要綱を定め、平成28年度から各都道府県・指定都市において関係団体等と連携の下での研修の事業実施についての通知を発出した。

本研修は、行政的な立場で各自治体の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員を対象として、各自治体において研修を企画立案することを目的とする。なお、本研修受講者は、当センターの発達障害者支援研修（医師向け）を受講する医師と連携することが必要となる。

2. 対象者

行政的な立場で各自治体の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の企画・実施に携わる者、もしくは発達障害者支援センター職員。

3. 研修期間

令和5年1月18日（水）から 令和5年1月19日（木）まで

4. 研修主題

地域における発達障害児・者の支援ニーズと支援体制

5. 課程内容（予定）

	（時間）
（1）発達障害児・者に対する行政施策	（1.5）
（2）乳幼児検診における早期発見と療育、家族支援	（1.5）
（3）特別支援教育と学校外活動の支援—家庭・教育・福祉の連携	（1.5）
（4）発達障害者の就労・生活自立・余暇活動の支援	（1.5）
（5）医療における課題—初診待機解消、初期診療医の育成、医療連携	（1.5）
（6）司法領域における連携と地域定着援助	（1.5）
（7）不適切養育や犯罪被害、被災を経験した子どものケア	（1.5）
（8）発達障害の啓発と権利擁護、地域連携構築	（1.5）

合計 12時間

6. 定員

各自治体1または2名 合計67自治体
（行政担当者、医師のペアでの参加が望ましい）

7. 申込方法・期間

自治体推薦 令和4年10月25日（火）～11月14日（月）
*申込方法詳細は、募集要項をご確認ください。

8. 受講料

無料

9. 会場

国立精神・神経医療研究センター 教育研修棟ユニバーサルホール
（COVID-19の感染拡大によってはオンライン開催となることもあります。）